

# CC-NET

VOL. 30

Central Consultants Network

〒453-0022  
名古屋市中村区中島町3-3  
株式会社 セントラルコンサルタンツ  
TEL 052-483-5221  
FAX 052-483-5223  
E-MAIL niwakaikei@office.email.ne.jp  
URL <http://www.awiny.com/>

## 脚力尽くる時 山更に好し

「脚力尽くる時 山更に好し 限りあるを將（もつ）て  
窮まり無きを趁（お）うこと莫（な）かれ」

…宋時代の文人・蘇軾（1036-1101）の詩「登玲瓏山」の一節

- 山登りに例えるなら、疲労困憊で気持ちに余裕なく、脚は痛み、歩行が辛く難しくなった時に、眺める山は、それまでと違って、さらに美しく映るものであろうか。人は限りある身であり、無限の可能性を追い続けることはできないと分かっている。
- 心技体が充実して懸命に働き、坂道を必死で登っている間に見える山は美しい。しかし、誰でも衰えを認めざるを得ない時に、ましてや山を降りざるを得ない時、山を「更に好い」と感ずることができようか。
- どんな偉大なアスリートであっても何時かは衰え力尽きる時が来る。頂点で「あきらめる」ことも、また、下り坂で「あきらめる」こともある。「あきらめる」とは絶望でなく達観、悟るという（「明らめる」）ことである。
- その時の迎え方が何時どのような状態であれ、美しい山の眺めに「更に好し」と感ずる心境に到達できることを祈りたい。

# 平成21年税制改正

平成21年度の税制改正法案が、3月27日に成立いたしました。

「100年に一度の危機」と呼ばれる昨今。

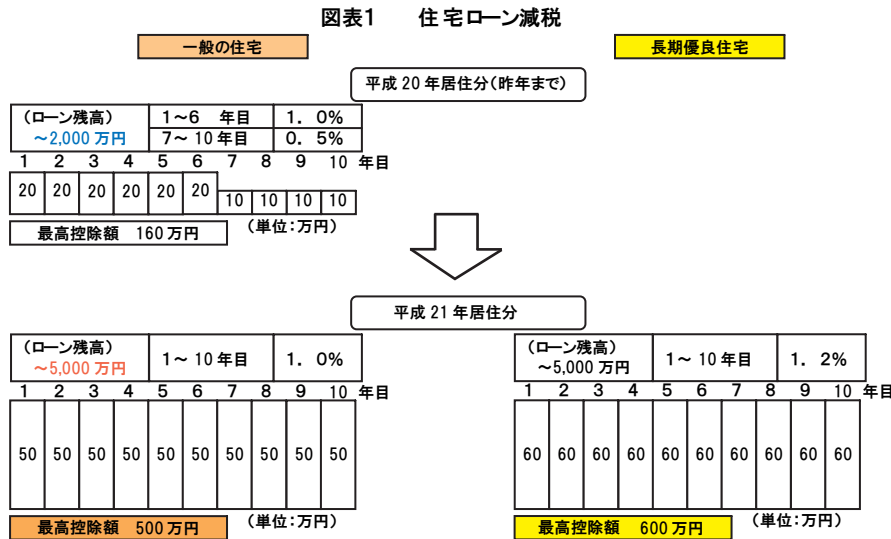
法人税関連、住宅関連、不動産関連、金融投資関連など、減税策一色の、今年の改正となりました。主だった減税の改正を一部ではありますが、2回に分けてご紹介いたします。

尚、下記の改正の詳しい内容につきましては弊社スタッフにおたずねください。

## 住宅税制

- 住宅ローン減税の適用期限を5年間延長。最大控除可能額を500万円(長期優良住宅は600万円)に引上げ

生活対策において、「住宅ローン減税の期限延長、最大控除可能額の過去最高水準までの引上げ」が明記されたこと等を踏まえ、今回の改正では、現行の最大控除可能額(平成20年居住分160万円)を**500万円**(長期優良住宅600万円)に引き上げるとともに、適用期限が5年間(平成25年居住分まで)延長される。→図表1



## 法人関係税制・中小企業対策税制

- 中小法人等の軽減税率について、現行22%から18%に2年間引下げ

生活対策において、「中小企業に対する軽減税率の時的引下げ」が明記されたこと等を踏まえ、今回の改正では、資本金1億円以下の中小法人等の22%の軽減税率(800万円以下の所得の部分に適用)について、2年間の時限措置として**18%**への引下げが行われる。→図表2

図表2 中小法人等の軽減税率引下げの概要

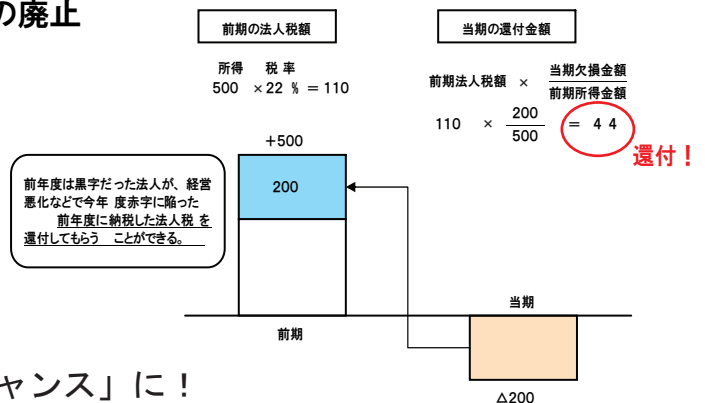
	現行	(改正後) 年800万円まで 18% 〔H21.4.1-H23.3.31に 終了する事業年度〕
資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人 ・通常の一般社団法人等 ・持分の定めのない医療法人等	年800万円まで 22%	
資本又は出資を有しない普通法人 ・非営利性が徹底された一般社団法人等 ・公益社団法人等		
一般社団法人等		
人格のない社団等	一律 22%	
協同組合等(※)	一律 22%	
公益法人等(学校法人、社会福祉法人、宗教法人、一部の厚生連等)	一律 22%	
特定医療法人	一律 22%	

(※) 特定協同組合等(①総収入金額のうち物品供給事業の収入金額に占める割合が50%以上、②組合員の数が50万人以上、③店舗における物品供給事業の収入金額が1000億円以上である協同組合等)については、  
 { 年10億円超の所得 : 26%  
 年10億円以下の所得 : 22%

- 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止

欠損金の繰戻し還付制度は、赤字法人の前年度に納付した法人税の還付を認めるものであるが、平成4年度税制改正から、一部の場合を除き、適用が停止されている。今回の改正では、中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度について、繰戻し還付が認められる。→図表3

図表3 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の仕組み



「100年に一度の危機」を「100年に一度のチャンス」に!

# 保険と税



支払った保険料は控除できるの？



## 保険料を支払ったときの控除

生命保険料や地震保険料を支払ったときは、所得から控除されます。

- 生命保険や個人年金保険の保険料を支払うと「生命保険料控除」として、また、地震保険料を支払うと「地震保険料控除」として、所得税や住民税を計算するときに一定額を所得から差し引くことができます。
- また、いわゆる第三分野とされる保険<医療（費用）保険や介護（費用）保険>も控除の対象となります。
- なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますので御注意ください。

注：平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合には、平成18年改正前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額を地震保険料控除に含めることができます。

### <控除を受けるための手続>

- 確定申告で控除を受ける場合は、保険料控除に関する証明書を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。
- 給与所得者の場合は、勤務先に所定の手続をしておけば、年末調整で控除を受けることができます。

## 生命保険料控除制度が改組されます

1. 所得税、個人住民税に関して、生命保険契約等のうち介護保障または医療保障を内容とする主契約、特約について、介護・医療保険料控除が創設されます。

介護・医療保険料控除	所得税 40,000円 個人住民税 28,000円
------------	------------------------------

2. また、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額が改められます。なお個人住民税については、一般生命保険料控除、介護・医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計で最大7万円迄が限度となります。

一般生命保険料控除	所得税 40,000円 個人住民税 28,000円
個人年金保険料控除	所得税 40,000円 個人住民税 28,000円

●適用期限：所得税については、平成24年度分以後について適用、個人住民税については平成25年度分以後について適用されます。

保険金を  
受け取った場合は  
どうなるの？



## 保険金を受け取ったときの税金

生命保険や損害保険の保険金については、保険料の負担者や支払原因によって、課税関係が異なってきます。

### 生命保険

- 生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なります。
- 夫婦の関係でみると、次の表のようになります。

区分	被保険者	負担者	受取人	保険事故等	課税関係
①				満期	夫の一時所得※
②				満期	妻に贈与税
				夫の死亡	妻に相続税
③	 (契約者)			夫の死亡	妻に相続税（生命保険契約に関する権利）
④				満期	夫の一時所得※
				妻の死亡	

※一時所得の場合の課税所得の計算式{(保険金－支払保険料)－50万円}×1/2

- 年金方式で保険金を受け取った場合は、その年ごとの雑所得として所得税がかかります。
- 一定の一時払養老保険等の差益は、源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

### 損害保険

- 損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の障害・疾病を原因として受け取る保険金には原則として課税されません。
- しかし、例えば、事業者の店舗や商品が火災で焼失した場合、焼失した商品の損害保険金は事業収入（売上げ）になります。また、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くことになります。

## 配当金を受け取ったとき

- 契約期間中に受け取る配当金は、支払保険料から控除し課税されませんが、保険金と一緒に受け取る配当金は保険金の額に含めて一時所得として課税対象になります。
- また、相続税、贈与税が課税されるような場合には、配当金は保険金の額に含めて課税対象になります。

# This month's Theme 桜と聞いて思う事 セントラル税理士法人



鬼頭

私の住む知多半島も今日、4月5日は桜も満開となりました。あいにく、朝は曇り空で桜の花も鮮やかとは言えませんでした。午後からは晴れ間も見え、青空に鮮やかな色合いを感じます。

ところで、私は以前から桜の開花について不思議に思っている事があります。それは、東海地方の桜の開花時期が、関東地方よりも遅い事です。東海地方は、関東よりも南に位置するのに開花時期は、関東よりも遅いのは何故でしょうか？

どなたかご存知の人は、ぜひお教え下さい。

東京では、3月下旬ちょうど卒業式の頃桜が満開となっていたと記憶していますが、東海地方では例年4月の入学式の頃に満開となるのが一般的ですよね。



佐藤

先日、久しぶりに名古屋城の夜桜を見てきました。ウェスティンナゴヤキャッスルホテル側から散歩しながら名古屋城へ向かったのですが、お堀にはまるで桜色したカーテンがかかっているようで、時折、風にたなびく姿は、ゆったりとした気分させてくれました。

ライトアップされた天守閣と満開の桜は力強さと儂さが相まってか何とも言いがたい美しさに惚れ惚れし、せつかくなら天守閣に登り、上から城内の桜を眺めようとしたら、ライトが窓に向けて照らされていたので眩しくて何も見えなくて残念。欲張りは禁物です。

花を紹介したらやはり団子も「夜さくら」で、京都が本店である「和久傳」の季節限定ものです。桜色した道明寺が散りばめられた羊羹を添えてある桜の葉と一緒にほおぼると水羊羹のような柔らかな食感と桜の香りが口いっぱいに広がり春を感じるちょっぴり贅沢な一品です。



宇都宮

私にとって一番思い出深い桜は、六義園のしだれ桜です。学生時代に近所に住んでいたため、観光客の少ない平日の夜にふらりと立ち寄る事ができました。

日没後、ライトアップされたしだれ桜と大名庭園は、月並みな表現ではありますが、幻想的な光景でした。

観光客のいない夜の庭園は、東京都内とは思えない程静かでした。そんな暗闇と静寂の中、浮かび上がる桜の滝壺に大変感銘を受けました。

あの時あの場所を見た光景だったからこそ、深く心に残っているそんな思い出のひとつです。



加藤

桜と言われて頭に浮かぶ事は、百円硬貨のデザインです。百円硬貨を見るたびに、桜の花には見えないと感じています。本物の桜の花と比べてみると、細部にまで正確に描写されているのですが、やはり桜の花は色が重要だということでしょうか。

先日、鶴舞公園で桜の花を見る機会がありました。ちょうど満開の時期で、桜が綿菓子のように見え、心がなごみました。色や香りを楽しみながら桜の木の下を歩いていると、活力が湧いてきて、何か新しい事を始めてみたくなります。

お花見、お月見、紅葉狩り、季節を感じ楽しむことができる色々な風習があることに、幸せを感じています。